

マイカー通勤管理規程

株式会社ティーフエム

第 1 条 (目 的)

この規程は、マイカーを使用し、通勤する場合の要件および管理等に関する事項を定め、マイカーによる通勤（以下、マイカー通勤という）中の安全を図ることを目的とする。

第 2 条 (自動車の定義)

この規程で自動車とは、従業員が所有あるいは占有し、道路交通法に規定する「運転免許を要する自動車（自動二輪車を含む）および原動機付自転車」をいう。

第 3 条 (申請・許可)

マイカー通勤を希望する者は次の書類を提出して申請し、許可を受けなければならない。

1. 通勤経路申告書
2. 保険証書の写し
3. その他会社が指定する書類

第 4 条 (許可の基準)

マイカー通勤の許可の基準は次のとおりとする。

1. 運転経験が3年以上あり、過去1年間交通事故および重大な違反を起こしていないこと
2. 通勤のための公共交通機関がないこと、あるいは公共交通機関を利用した場合以上の利便性が明白であること
3. 自動車損害賠償責任保険に加入していること

第 5 条 (届 出)

マイカー通勤者は、次のいずれかに該当するときは、会社に書面にて遅滞なく届け出なければならない。

1. 買替え等により、車両の変更があったとき
2. 通勤経路を変更したとき
3. マイカー通勤をやめるとき若しくはやめたとき
4. 交通事故、交通違反があった場合

第 6 条 (不許可・許可の取り消し)

会社は、マイカー通勤者が次の各号の一に該当するときは、マイカー通勤の許可を与えない、あるいは既に与えた許可を取り消すものとする。

1. 交通違反件数が多く、あるいは飲酒運転など通常運転者が有すべき倫理が欠如した悪質な法違反の事実が明らかになったとき
2. 正常な運転を維持できない健康若しくは精神状態にあるとき
3. 医師等により、運転を禁止されたとき
4. 遅刻が多く、通勤途上の運転に要する注意が憂慮、懸念されるとき

5. 指定駐車位置への駐車が再三の注意にもかかわらず守られていないとき
6. 届出・提出書類に変更事由があったにもかかわらず申告されていないとき
7. その他道路交通法および関係諸法令、当該規程に違反する行為があったとき

第 7 条 (運 転 禁 止)

次の各号の一に該当する場合は車輛の運転を禁ずる。また、情状によっては許可を取り消すことがある。

1. 飲酒したとき
2. 免許証を携帯していないとき
3. 疾病・過労等により正常な運転を維持できない状態にあるとき
4. 遅刻が予想され通常運転に要する正常な注意義務を払えないとき
5. 車輛を停止させず携帯電話、自動車電話その他無線通信装置を通話の為に使用する
るとき。もしくは画像による道路探査表示用装置を運転中に注視し、運転に要する正常な注意義務を払えないとき
6. 天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき
7. その他道路交通法および関係諸法令、当該規程が禁止している事項にあたる時

第 8 条 (業務上使用の禁止)

マイカー通勤者は、業務のためにマイカーを使用してはならない。

第 9 条 (社名使用の禁止)

マイカーの車体に会社の名称・屋号等の記載、塗装、会社の名称やロゴマークの印刷されたステッカー等を貼付するなど、外観上会社所有と推測推定できるような仕様を施し、走行してはならない。

第 10 条 (運転権委譲等の禁止)

マイカーを他の者に運転させてはならない。またやむを得ない理由を除き他の者を同乗させてはならない。

第 11 条 (駐 車)

マイカー通勤者は、自動車を会社が指定した場所以外に駐車してはならない。

2. マイカー通勤者は、駐車中の盗難、破損に各自必要な注意をしなければならない。
3. 駐車中に生じた車両および車内の盗難、破損、天災等の事故について、会社は一切補償を行わない。
4. 駐車を許可された場合であっても、その後会社の都合により設備の拡張等、駐車場の廃止ないし縮小に至ったときは、直ちに所定の場所を明渡すものとし新たに会社が指定した場所に駐車すること。

第12条 (安全運転)

マイカー通勤者は、道路交通法および関係諸法令を遵守し、運転マナーに留意して安全運転を行わなければならない。

第13条 (運転者の事故責任)

マイカー通勤者が運転中に起こした事故については、会社は一切責任を負わない。

2. 駐車中に生じた車両および車内の盗難、破損、天災等の事故について、会社は一切責任を負わない。

第14条 (会社の求償権および懲戒)

マイカー通勤者が事故を起こし、それによって会社が損害を受けたときは、会社は本人に対し、その損害を請求し、懲戒処分をすることがある。

第15条 (通勤に対する補助)

会社は、マイカー通勤者に対して補助は行わない。ただし、賃金規程に定められた通勤手当は除くものとする。

附 則

1. 本規程は 2020年 4月 1日より施行する。